

慶安二年八月五日成立の「大道筋(奥州之内南部領海陸道規帳)」

(岩手県立図書館蔵)

福井敏隆

はじめに

筆者は本誌第75号において、慶安二年二月成立の「津軽領分大道小道磯辺路并船路之帳」(弘前市八木橋文庫蔵)の史料紹介を行った。この史料は表題の示す通り、津軽領の道帳であり、正保国絵図・正保城絵図の調進に関連して幕府へ提出されたものの控である。その際、史料的価値の考察のなかで後世の写ではあるが南部領の場合にも同様のものと思われる、慶安二年八月五日成立の「大道筋」という表題のついた史料の存在について指摘しておいた。

最近、古今書院から川村博忠著『江戸幕府撰国絵図の研究』(昭和59年2月28日発行)が刊行されたが、それによればこれら両史料と同様の他領の道帳が存在する事もわかり、正保国絵図等と道帳の関連性も具体的に判明したので、この慶安二年の「大道筋」について内容を紹介し、史料的価値について述べて大方の参考に供したいと思う。

史料的価値

この史料(以下、慶安の「大道筋」と略記)は、縦約23・0cm、横約17・5cm、美濃紙、41丁(表紙とも)で、幕府へ提出した正本の控を後世写したものと考えられる。末尾に「慶安二年己丑八月五日」の記載があり、正本はこの時点に成立したものと思われる。さらに「上書ニ奥州之内南部領海陸道規帳」と末尾に記されており、本来の表題は「奥州之内云々」であったものと思われる。その点を考慮してタイトルにはこの表題も書いておいた。また筆写した者は「一ノ倉氏」と「小向氏」の二名が見え、後者は墨で消去されている。筆写年代は明治時代まで下る可能性もあるが、内容的には後述するように正保国絵図等調進に関連して作成された道帳の条件を満たしており、問題はないものといえる。全容については後掲の積文を見ていただきたい。

慶安の「大道筋」と類似した内容をもったものには、第75号でもふれておいた岩手県立図書館蔵の「奥州盛岡城并領内道規全 御書上写」(以下「道規全」と略記)がある。一方、盛岡市中央公民館蔵の「南部中道

規記」(以下「道規記」と略記)もこの「道規全」と内容的には全く同じものといえる。中央公民館では元禄十五年(一七〇二)の写としているが、史料にはその旨の記載は見当たらない。「道規全」とこの「道規記」を詳細に対比してみると、記述の上では後者の方が若干くわしく、筋のよいものである気がする。盛岡城の説明の末尾に、前者は「右絵図ニ合て具ニ知ル也」という記述があり、正保城絵図との照合を伺わせるが、後者ではこの点を「右者正保四年三月晦日之御改」とズバリ書いている。道規の部分では、前者のタイトルは「大道筋」・「入海海辺道」・「舟路之道矩并湊口ノ間数」・「北浦入海舟路之規并湊口間数」となっているが、後者は「道筋」・「野辺地ヨリ田名部中入海辺道規」・「船路之規并湊口間尺之寛」・「入海舟路之規」となっており、ニュアンスに差が感じられる。また、「山田湊」の説明文中にある、寛永二十年(一六四三)六月に漂着した阿蘭陀船についての記述は後者の方がくわしく、検使七戸隼人・目付漆戸勘左衛門というように人名には役名を冠している。ここで、第75号で示した見解を訂正するなら、幕府が正保国絵図・正保城絵図の調進と同時に、これら正保図の解説書ともいふべきものをも提出させていたと考えられ、前者すなわち「道規全」をその解説書にあたるとしたが、それを後者すなわち「道規記」の方がよりふさわしいものといえる。両者の原本ともいふべきものは、正保図と一緒に正保四年(一六四七)三月幕府に提出された事実だけは間違いのないところであろう。

それでは、慶安の「大道筋」と正保の「道規全」及び「道規記」の違いはどのように説明されるのだろうか。第75号ですでに指摘しておいた

ように、慶安の「大道筋」と「道規全」とは内容的には余り変わらないものである(「道規記」とも同じ事がいえる)。つまり両者とも道帳といえる。ただ、大きく違うのは「大道筋」には南部氏の本拠たるべき盛岡城についての記載が全くないのに対して、「道規全」・「道規記」には詳細な記述があること。逆に「大道筋」には古城である花巻・郡山・福岡・三戸・粟谷河の各城についての詳細な記載があるのに対して、「道規全」・「道規記」には全くない点である。道規の点では、「大道筋」の方が渡河方法・出水の時の状況・交通難所の山坂の道幅・船遠見番所等について記しており、一段と詳細になっている点があげられる。これらの違いは単に作成された年次の違いによるものであるか。幕府の正保国絵図等の調進過程をみることによってその説明がつきそうである。以下考察していくことにする。

川村氏は前掲書の第三章において正保国絵図等の調進過程を詳述されている。それによれば、大目付井上政重・宮城和甫から調進に際しては諸国の絵図元(各国毎の国絵図の取りまとめ大名等をさす)に詳細な絵図基準が示された。「国絵図可仕立覚」(二三ヶ条)と「絵図書付候海辺之覚」(一七ヶ条)の二通である。前者は国絵図に限らず付帯の郷帳・城絵図の作製要領までも含めた総則的基準であり、後者は国絵図での湊と海辺の注記要領を具体的に指示した細則的基準である。この両者は近藤守重の『好書故事』及び『徳川十五代史』に収載のものが知られているというが、条目の全部が載っていない欠点がある。そこで、正保国絵図等の調進の命令を受けた藩側の史料の中から、佐賀藩の『多久家之候御書類之写』により、前者の二三ヶ条を示すと次の通りである。

後者については紙幅の都合で割愛させていただく。

覚

一、城之絵図之事

一、本・二・三丸、間数之事

一、堀のふかさ、ひろさの事

一、天守之事

一、惣曲輪、堀之ひろさ、ふかさ之事

一、城より地形高所有之は、高所と城との間、間数書付可申事

但、惣構より外ニ高所有之共、書付候事

一、侍町、小路割并間数之事

一、町屋、右同断之事

一、山城、平城書様之事

一、郷村知行高、別紙ニ帳作り、二通上ケ候事

一、絵図、帳共ニ郡分之事

一、絵図、帳共ニ郡切ニ、郷村之高上ケ可申事

一、帳之末ニ一国之高上ケ可申事

一、絵図、帳共ニ、郡之名并郷之名、惣而難字ニは、朱ニて仮名を付可申事

一、絵図、帳共ニ、村ニ付候はへ山并芝山有之候処は書付之事

一、郷村、不落様ニ念を入、絵図并帳ニ書付候事

一、水損、早損之郷村、帳ニ書付候事

一、国之絵図、二枚いたし候事

一、本道はふとく、わき道はほそく、朱ニていたすべき事

一、本道、冬牛馬往還不成所、絵図へ書付候事

一、川之名之事

一、名有山坂、絵図ニ書付候事

一、沓里山と郷との間、道法、絵図ニ書付候事

一、船渡、歩渡、わたりのひろさ、絵図ニ書付候事

一、山中難所道法、絵図ニ書付候事

一、国境道法、沓里山、他国之沓里山へ何程と書付候事

一、此已前上り候国々之絵図、相違之所候間、念を入、初上り候絵図ニ

図中引合、悪敷所直シ、今度之絵図いたすべき事

一、道法、六寸沓里ニいたし、絵図ニ一里山ヲ書付、一里山無之所は三

拾六町ニ間ヲ相定、絵図ニ一里山書付候事

一、絵図ニ山木之書様、色之事

一、海、川、水色書様之事

一、郷村其外、絵取ニコふん入申間敷事 已上

正保元年

申十二月廿二日

条目二三ヶ条のうち第一条は城絵図の作製要領で、八ヶ条の細目を伴っている。第二条以下は、国絵図と郷帳の作製要領であるが、指示の要点は①国絵図・郷帳とも提出は二通、②国絵図中に各村高を記し、郡単位にまとめる、③道筋縮尺は六寸一里（二万一六〇〇分の一）とし、一里＝三六町ごとにあってもなくても一里山を图示する、④渡河方法・河幅・水深・山中難所・冬の牛馬不通箇所・一里山と郷間道法・国境道法等の注記を付すことであった。特に交通に関する詳細な注記が要求されて

いるのが目につく。大道と小道の書きわけもその一つである。しかし、この時点では正保四年に南部藩が幕府に提出した「道規記」のような解説書（道帳）の提出は求められていないのである。

さて、各藩ではこれらの基準について不明な点は幕府（井上政重が主担当であったという）に種々質問をした上で、国元で国絵図等の作製にあたった。陸奥国の場合には五張に分割作製された。その際、幕府の意向にそった国絵図等を仕上げるため、国絵図については下絵図を井上政重の許へ持参し内見を仰いでいる。正保二年の後半には井上政重の許に、各藩よりの内見願いが集中し、この内見によって、問題点が指摘され多くは手直しを必要としたという。つまり幕命では正保二年中に提出を命じたことにもよる手直しを必要とする国絵図が多かった点が、前述の解説書（道帳）作成の幕命が出されることになった原因と筆者は推測する。

川村氏は「諸国より幕府への国絵図および添帳類の提出状況をみると、一般に道帳は国絵図・郷帳よりおこなわれているので、幕府は当初より道帳の作成を命じたのではなく、事業の中途においてその提出を要請したのではないかと推測される。」と述べておられるが、その時期についてはふれておられない。筆者は内見の状況をみた幕府がおそくとも正保三年の初頭には道帳作成の命を出したものと推測したい。川村氏の調査によると、現存する正保道帳（控）の例は表1のようにになる。また筆者の調査した分は表2のようにになる。

表 1

道 帳	年 月	所 蔵 先
周防国大道小道并灘道舟路之帳	慶安三年五月指上控	山口県文書館
長門国大道小道并灘道舟路之帳	同 上	同 上
備前国道筋并灘道舟路帳	正 保 四 年	岡山大学図書館
備中国道筋并灘道舟路帳	同 上	同 上
阿波国海陸道度之帳	正保四年六月日	国立史料館
路淡国海陸道度之帳	同 上	同 上
越中国道程帳	正保四年十二月十六日	金沢市立図書館

表 2

道 帳	年 月	所 蔵 先
（肥後国の大道小道帳）* 1	慶安四年四月二十八日	熊本県立図書館
津軽領分大道小道磯辺路并船路之帳	慶安二年二月	弘前市八木橋文庫
南部中道規記	正保四年三月晦日	盛岡市中央公民館
奥州盛岡城并領内道規全	同 上	岩手県立図書館
大 道 筋	慶安二年八月五日	同 上
出羽国大道小道并船路之帳 * 2	正保四年七月二十八日	東京都千秋文庫

* 1 表題は〇〇帳となっていないので便宜上このようにした。

* 2 弘前大学人文学部助教授長谷川成一氏の御教示による。

これによれば、道帳の早いものは正保四年にはすでに成立しており、筆者の推測は可能である。それでは、道帳の作成基準はどのようなものであったのだろうか。金沢藩の「加越能絵図ニ添上り申帳面之外御好之覚」で概要を知ることが出来、それは次のようである。

最前御国絵図ニ添上り申帳面之外御好之覚

一、大成坂、難所之坂、大道筋之外も山中脇道共ニ坂幅、長サ程可書付事

一、同加賀、能登、越中国境、坂可有之候間、往還筋其外大道筋之坂、委細ニ可書記事

一、坂嶮咀ニもなく、難所もなく候へ、道程計可書付事

一、坂、山路其外難所、牛馬常々通ひ不自由之所々、道程可書付事

一、同、荷付馬通、同前之事

一、山川など少之雨にも流水出、かよひ留候哉、水出候而も通自由ニ成候哉、此段委細可書付事ニ付、洪水頓而引候様川尻能所、水引兼日

数も経候処、か様之遅速之日限迄も、所々様子委細可書付事

一、橋有之処、洪水之刻、落候而も歩渡り又ハ舟渡在之所候哉、橋落候而も早速懸候事成候哉、不成所ニ候哉、委可書付事

一、年々十一月より明年二月迄雪積、牛馬通無之処、可書付事

一、往還筋より脇ニ有之城本江之道程、可書付事、其城廻脇道以下難所之道、自由之道、可書分之事

一、浦々、湊口之広狭、深サ、大船入候事自由、不自由可書付事ニ付、舟之通ひ時分可書付事

(以下六カ条省略)

右、最前之帳面、井上筑後殿より御返し、此頭書之通被書加、可有御上之由、被申越候ニ付、清書をハ此方ニ留置、去年御国より参候下書三帖相副遣申候、此通能々被遂吟味、右、帳面ニ被書加候様ニ急度可被相談候也

(慶安二年カ)

丑四月二日

同藩では慶安三年(一六五〇)に加賀・越中・能登三ヶ国の各道帳を作成して、井上政重の内見を仰いだところ、いずれも大幅な手直しを求められた。そのため道帳の下書三冊が翌年四月国許へ返送され、その際作成要領について幕府の意向が伝達されている。それが前記の史料である。ただ、この史料は慶安二年のものと思われるのに対して、道帳の提出・手直しの年次が同三年・同四年と逆になっているのは気にかかる(川村氏は特にこの点については何ら記述をしていないので、一抹の不安がある)。この史料によると、道帳は単に道筋宿駅間の里程を記すだけでなく、渡河方法・出水時の状況・山坂の交通難所・舟路の里数・湊の舟掛り状況等を含めた詳細な記述が求められている。正保国絵図では図中に詳細な交通注記が求められたが、それには限度があるため、別帳をもって、より一層完全な諸国の交通現況の掌握が意図されたという川村氏の見解は首肯出来る。

最後に筆者に大胆な推測を許していただくなら、この史料の存在から道帳作成の要領は二回出されたのではないかと思われる。前述した正保三年初頭時点では、前年の正保国絵図等の手直しの必要性から、城絵図の注記及び国絵図中の道規を中心とした注記からなる解説書、つまり道

帳の提出が求められた。その後、国絵図中の古城の注記をもちこんだ道規を中心に記述した道帳の提出が再度求められたのではないだろうか。その時点はおそくとも慶安二年初頭ではなかったろうか。「道規記」・「道規全」と「大道筋」の内容の差がそれを物語っているように思える。前二者は道帳の形をとっているが、城絵図・国絵図の図中解説書という側面が非常に強い。それに比べると後者は純粋な道帳である。南部藩の場合、正保四年に井上政重に内見をしてもらったことは確かである。盛岡市中央公民館蔵の正保四年三月の「南部領内総絵図」の存在及び「道規記」にみえる「正保四年三月晦日之御改」の記述がそれを物語っている。「道規記」も提出されたと推定出来るので、二回目位の内見だったと思われる。

それでは、最終的に正保図絵図等を南部藩は何時幕府へ提出したのだろうか。「雑書」（盛岡市中央公民館蔵）の慶安三年正月二日条には、「御領分中之絵図一通、盛岡御城之絵図一通、所々浦番所之絵図一通、右三通之絵図 御公儀へ御上被成候扣今日出来、御前へ上何茂箱一ニ入田代半右衛門渡」とあり、公儀へ提出する正保国絵図類の控が作成されていることがわかる。この年に幕府へ正保図が調進されたことは確実にある。その際、前年八月五日に作成された道帳である「大道筋」も一緒に提出されたのである。

以上、長くなつたが慶安の「大道筋」について正保国絵図等の調進に関連した考察を行った。論拠に誤まりがあるかも知れない。御叱正、御批判くだされば幸いである。正保国絵図の調進過程の内容については川村氏の著書に拠った。特に記して謝意を表したい。

また、慶安の「大道筋」の表記にあたっては、以下の凡例によつた。
一、本文に読点・返り点は一切ないが、紹介者の判断により適宜付した。

一、紹介者によるフリガナ、現在地比定は一切しなかった。

一、濁音・半濁音たるべき箇所も手を加えなかった。誤字は「ママ」にし、脱字のみ「」で補なつた。

一、里数記載のない所は「道規記」・「道規全」で補なつた。

一、地理的にみて位置関係等がおかしい部分もあるが、そのままとした。

（表紙）

大道筋

大道筋

仙台境

一、鬼柳が花巻迄 三里拾町四拾六間、

此間に 和賀川広三拾間、深五尺、船渡、

豊沢川広拾間、深壹尺、步行渡、

右二ツ之川山川故少しの雨ニも俄ニ水出、船渡步行渡不目

由、

花巻古平城在、

北は北上川、本丸之下ニ而差渡九拾五間、深三尋、

東西八拾貳間、

本丸

南北三拾三間、

西堀広七間、深七尺五寸、長八拾間、南ノ門詰々西迄、手ノ門詰

迄折廻（し）、

南堀広拾三間、深七尺五寸、長三拾七間、南々西江折廻し、

石垣西追手之門高壘間半、長拾三間、東々西江折廻し、

石垣南搦手之門高壘間半、長八間、東々南江折廻し、

東土手際々西之矢倉北ノ角迄百四拾六間、

南ノ土手際々北之土手迄六拾四間、

中ノ堀広五間水少有、長六拾間、

東ノ堀広拾間半、深四尺、長五十三間、

西堀広拾貳間、深七尺、長四拾三間、

南堀広貳拾貳間、深七尺五寸、長七十三間、

北堀広七間、深七尺五寸、長三十九間、東ノ土橋々北ノ門際ノ角

迄折廻し、

三丸

東ノ土手際々西ノ土手迄貳百四拾六間、

南ノ土手際々北ノ土手詰迄五十五間、

東堀広拾六間、深五尺、長百十六間、南ノ坂口々北ノ堀留迄折廻

し、

西南堀長六百拾七間、広拾七間、深四尺、

井合六つ、

一、花巻々郡山迄 五里、

此間川卷ツ 詫繩川広八間、深壹尺、

郡山古山城有、

本丸

東西貳拾七間、

南北七拾壹間、

土手高五間、長百五拾六間、南追手ノ門々東江折廻し、北西ノ角

搦手ノ門詰迄、

土手高五間、長九拾貳間、北西ノ角搦手ノ門詰々南江折廻し追手

の門迄、

本丸々西

東西拾九間、

二丸

南北八拾九間、

土手高四間、長百廿六間、南ノ角々西北ノ角迄三方折廻し、

本丸々北

東西三拾間、

南北廿七間、

土手高貳間、長五拾九間、北々西江折廻し、

本丸々南

東西三拾七間、

二丸

南北二十七間、

土手高四間、長七十三間、東々南江折廻し、

本丸の北

東西十八間、

三九 南北七十間、

地山高二十間、東西南北折廻し百八十間、

本丸の東

東西貳拾四間、

三九 南北拾貳間、

地山高貳拾老間、東西南北折廻し八拾老間、

本丸の南

東西二十二間、

三九 南北五十八間、

地山高廿間、東西南北折廻し百六拾三間、

本丸の西

東西九間、

三九 南北七十二間、

地山高拾八間、東西南北折廻し百七十間、

西

追手口坂 長百八十間、

坂幅貳間、

北

搦手坂 長百四拾八間、

幅二間、

東へ北上川、本丸の下ニ而川広四十四間、深一尋、南西へ野統、

北は田形、

井合四つ有、

惣構東西南北地廻千六間、

一、郡山を盛岡迄 四里、

此間川老ツ 北上川新山渡所広四拾七間、深六尺、船渡、山川故少

しの雨ニも俄水出、舟渡不自由、

一、盛岡ヨリ沼宮内迄 八里、

此間川老ツ 反堂川橋長十三間、幅貳間、深貳尺、山川故少しの雨

ニも俄水出、橋なかれ申候、

此間坂ニツ 長坂長サ拾丁、坂之内道広三間、迫き所ニ而老間、

還野山老里半難所、坂之内道広老間半、(マ)せばき所ニ而老間、

老間、

一、沼宮内の一戸迄 七里半、

北上川橋長拾老間、幅老間、深五寸、山川故少しの雨にも俄

水出、橋流申候、

此間川四ツ 同川橋長老間、は、五尺、深五寸、

一戸川橋長老間、幅老間、深五寸、

馬淵川橋長十五間、幅貳間、深三尺、

山川故少し(の)雨ニも俄水出、橋流申候、

中山 此所四里之間山有、毎年霜月を明二月迄牛馬之通不自由、

一、一戸^{ハツ}の福岡迄 壹里半、

此間川^{カハ}老ツ 波打坂長壹里、坂之内道広式間、せはき所^{セハキ}にて三尺、

福岡古平城有、

本丸 東西三十六間、

南北四十八間、

地山高十式間、長百壹間、西北折廻〔し〕、

東南

石垣高五間 東西長四拾三間、

南北長五十五間、高右同断、

二丸 東西百三拾八間、

南北八十六間、

地山高四間半、東西南三方折廻〔し〕 土手長式百九十間、

本丸^{ハツ}の西

三丸 東西式百九拾式間、

南北四百式間、

地山高十式間、

本丸^{ハツ}の北

三丸 東西式百五拾六間、

南北八十六間、

地山高十式間、

本丸^{ハツ}の東ノ角

東西八十五間、

三丸

南北三十八間、

地山高四間、西南北三方折廻〔し〕 百拾壹間、

本丸^{ハツ}の東

三丸 東西五拾間、

南北八拾四間、

地山高七間、東ノ角^ノの北西へ折廻〔し〕 長百拾二間、

本丸^{ハツ}の南〔ノ〕角

三丸 東西四十式間、

南北八十八間、

地山高六間、東ノ角^ノの北西江折廻し百廿壹間、

東ハ白鳥川広六間、深壹尺、搦手、南ハ田形、追手、西ハ馬淵川

城下^ノの川端迄五十間、川広十八間、深五尺、北ハ白鳥川広六間、

深壹尺五寸、城下ニ而馬淵〔川〕と落合申候、

惣構東西南北地廻千八百七拾八間、

一、福岡^ノの三戸迄 四里、

此間川老ツ 馬淵川広式拾五間、深五尺、山川故少しの雨ニもにハ

か水出、船渡不自由、

此間坂老ツ 蓑ヶ坂長二十町、坂之内道広サ壹間、せはき所^{セハキ}にて三

尺、

三戸古山城

東西百七間、

本丸

南北九十九間、

形、是々南西へ大山統、

地山高北ノ方ニ而六拾五間、南ノ方ニ而四拾五間、

井合十六、

本丸ノ西

惣構東西南北地廻千三百拾間、

二丸

東西六拾四間、
南北九拾四間、

一、三戸ノ五戸迄 五里、此間山坂統、

地山高南ノ方ニ而四拾壹間、北ノ方ニ而五十式間、本丸ノ式間下

此間川卷〔ツ〕 小向川広三間、深壹尺五寸、渡自由、

本丸ノ東

一、五戸ノ七戸迄 六里、此間野山統、

二丸

東西四拾八間、
南北七拾間、

此間川三ツ 五戸川橋長五間、幅式間、深式尺、山川故少しの雨ニ
も俄水出、橋流連歩行渡不自由、

地山高東ノ方ニ而三十壹間、本丸ノ五間下り、

市川広七間、深式尺、山川故少しの雨ニも俄水出、歩

本丸ノ西

行渡不自由、

三丸

東西六十八間、
南北七十壹間、

坪川広四間、深壹尺、渡自由、

地山高西ノ方ニ而四拾壹間、南ノ方ニ而三十間、二ノ丸ノ三間下
り、

一、七戸ノ野辺地迄 四里、此間野山統、
此間川卷ツ 板橋川広式間、深壹尺、渡自由、

城ノ東ノ下台

東西百四拾間、

一、野辺地ノ馬門迄 一里、

留ヶ崎

南北百式拾間、

此間川卷ツ 板橋川広四間、深壹尺五寸、渡自由、

地山高東北南三方十七間、

西は追手、坂ノ長式百式拾間、坂幅式間、北は熊原川広七間、深

ノ四十九里拾二町、

壹尺、東は馬淵川、留ヶ崎ノ下ニ而川広三十七間、深五尺、搦手、

但仙台境鬼柳ノ津輕境馬門二本満た迄道規也、

坂ノ長サ二丸ノ留ヶ崎之台迄百四拾間、坂ノ内道広式間、南は田

小道并山道

栗谷河古平城

一、盛岡ヨリ雫石迄 三里、

本丸

東西六十三間、

南北四十八間、

此間川老〔ツ〕北上川広四十八間、深五尺、山川故少しの雨ニも俄

地山高東ノ方ニ而十四間、長サ式百四十三間、但東西南北折廻〔し〕、

水出、船渡不自由、

南ノ方堀広八間、深三間半、水少し有、

一、雫石ノ橋場迄 二里十町、

此間川二ツ かつ子田川広九間、深式尺、山川故少しの雨ニも俄水

本丸ノ南

西ノ方堀広拾式間、深二間半、

出、歩行渡不自由、

二丸

東西五十六間、

雫石川広五間、深壹尺五寸、山川故少しの雨ニも俄水

南北三十三間、

出、歩行渡不自由、

南ノ方から堀広四間、深式間、

小道

一、雫石ノ太田迄 九里、

本丸ノ北

地山高拾壹間、長百九拾三間、東西南北折廻し、

此間川二ツ 雫石川広十五間、深式尺、山川故少しの雨ニも俄水出、

二丸

東西六十四間、

歩行渡不自由、

南北十間、

和賀川広二間、深壹尺、渡自由、

北ノ方から堀広五間、深二間、

此間坂老ツ

山伏峠三里、坂之内道広壹間、せはき所〔ツツ〕にて式尺難所、

地山高拾間、長百五十七間、東西南北折廻し、

毎年霜月ヨリ明二月迄雪積り牛馬の通り無ニ御座一候、

本丸ノ乾ノ角ニ当ル

但出羽国うとふ村へ出ル道筋也、

二丸

東西二十六間、

南北八十三間、

一、盛岡ヨリ栗谷川迄 拾九町、

北上川夕顔瀬広四十八間、深五尺、山川故少しの雨ニ

本丸ノ北

西は野続、地山高式間、長式百三拾六間、東西南北折廻〔し〕、

も俄水出、船渡不自由、

東西六拾式間、

三丸

南北四拾貳間、

西ノ方から堀広四間、深二間、

地山高九間、長貳百八間、東西南北折廻（し）、

北ノ方から堀広四間、深壹間半、

本丸ノ南

東西四拾間、

三丸

南北廿五間、

南ノ方から堀広五間、深壹間半、

東ノ方地山高拾間、長百三拾九間、東西南北折り廻し、

東は北上川、本丸の下ニ而川広四十三間、深壹尋二尺、

南は田形、

西は野統、末ハ谷也、

北は田形、末ハ谷也、

此古城ノ方八町江道規壹里廿間、但此所ノ申ノ方ニ当ル、此間ニ川壹

ツ、雲石川広拾八間、深貳尺五寸、山川故少しの雨ニも俄水出、歩行

渡不自由、

惣構東西南北地廻五百五拾間、

一、栗谷川ノ寺田迄 七里廿四町、

此間川壹ツ 松川広六間、深サ壹尺五寸、山川故少しの雨ニも俄水

出、歩行渡不自由、

一、寺田ノ荒屋迄 五里、

此間川壹ツ 浄法寺川広四間、深壹尺、

坂壹ツ

七仕切山三里大難所、雪中牛馬不通、坂の内道（し）セはき

所ニて壹間、広き所ニて壹間半、

一、荒屋ノ湯瀬迄 四里半の間難所

毎年霜月ノ明二月迄雪積リ牛馬の通無ニ御座ニ候、

此間川三ツ 米田川広四間、深五寸、

同川広七間、深壹尺、

同川広十間、深壹尺、山川故少しの雨ニも俄水出、歩

行渡不自由、

一、湯瀬ノ花輪迄 貳里半、

此間川二ツ 米田川ひとこの橋長拾間、幅貳間貳尺、深貳尺、

同川広拾五間、深貳尺、山川故少しの雨ニも俄水出、

歩行渡不自由、

一、花輪ノ松山迄 二里半、

此間川壹ツ 米田川広廿間、深貳尺五寸、船渡、

一、花輪ノ毛馬内迄 貳里、

此間川壹ツ 箸之内川広三間、深壹尺、

一、毛馬内ノ大地迄 壹里、

此間川壱ツ 小坂川広四間、深壹尺、

一、大地の檜柏境目迄 二里、

此間川壱ツ 長木川広七間、深貳尺、

横道

一、花輪の大湯迄 三里、

一、大湯が小坂迄 三里、

此間川貳ツ 箸内川広貳間、深五寸、

小坂川広貳間半、深壹尺、

小道

一、三戸の関村迄 貳里半、

此間川壱ツ 熊原川広七間、深壹尺、

一、関村の大湯迄 八里半、

此間川貳ツ 熊原川広貳間、深五寸、

大湯川広壹間、深五寸、

坂壱ツ 来満山六里大難所、毎年霜月より明二月迄雪積り牛馬

の通無御座候、坂之内道広サ五尺、せまき所ニ而
貳尺、

一、三戸の八戸迄 七里、

此間川貳ツ 小向川広四間、深壹尺五寸、

馬淵川広三十間、深五尺、山川故少しの雨ニも俄水出、
舟渡不自由、

一、七戸の平沼迄 九里、但此間野山統、

此間川二ツ 坪川広四間、深壹尺、

同川広五間、深壹尺、

小道

一、福岡の八戸迄 八里、但此間山坂統、

山道

一、沼宮内の葛巻迄 七里、

此間川壱ツ 馬淵川広三間、深五寸、

坂壱ツ 志つか山二里難所、雪中牛馬不通、坂之内道広四尺、

(ママ)
せはき所ニ而貳尺、

一、葛巻の大川目迄 六里此間山統、

一、盛岡の閉伊内浅内迄 十里半、

此間川壱ツ 湯川広壹間半、深五寸、

坂壱ツ 藪川山六里難所、雪中牛馬不通、坂之内道広壹間、せ

まき所にて三尺、

歩行渡不自由、

一、浅内が小本迄 六里、

此間川四ツ 小本川広式間、深五寸、

岩泉川広老間、深老尺、

小本川広六間、深老尺五寸、

小本川広拾間、深式尺、山川故少しの雨ニも俄水出、

歩行渡不自由、

一、盛岡が乙部迄 三里、

此間川二ツ 築川広八間、深式尺、

乙部川広三間、深老尺、

一、大廻が横田迄 六里半、

此間ニ川二ツ 稗貫川橋長拾間、幅式間、広式尺、山川故少しの水(マア)

ニも俄水出、橋流レ申候、

猿ヶ石川広八間、深老尺五寸、山川故俄水出、歩行

渡不自由、

一、盛岡が築川村迄 三里半、此間野山統、

一、築川村が門馬迄 三里半、

此間川老ツ 築川広老間、深五寸、

一、門馬が茂市迄 七里半、

此間川二ツ 閉伊川広式間、深五寸、

同川広四間、深老尺、

坂老ツ 榊木山五里難所、雪中牛馬不通、坂之内道広四尺、せ

(マア)はき所にて式尺、

一、横田が釜石浦迄 拾里、

此間川式ツ 佐比内川広式間、深五寸、

釜石川広老間、深五寸、

坂老ツ 草抜山四里難所、雪中牛馬不通、坂之内道広式間、せ

(マア)はき所にて三尺、

一、茂市が宮古迄 四里半、

此間川式ツ 閉伊川広八間、深老尺、

同川広十間、深式尺、山川故少しの水(マア)ニも俄水出、

一、横田が山口迄 三里、

此間川老ツ 佐比内川広三間、深老尺、

一、山口の大槌迄 六里、

此間川老ツ 野川広三間、深五寸、

坂老ツ 青ノ木坂老里半、雪中牛馬不通、坂之内道広四尺、

せはき所ニテ式尺、

横道

一、横田の赤羽根迄 式里半、

赤羽根の妻神境目迄拾七丁、但仙台領有住石江出ル、

横道

一、横田の奥友迄 二里、

一、奥友の五輪峠境目迄 老里廿六丁、

但仙台領人首江出、

一、奥友の荒屋迄 二里、

一、荒屋の赤坂横大道境目迄 拾八丁、

但仙台領駒田江出、

一、花巻の安情迄 四里半、

此間川老ツ 北上川広六拾間、深サ六尺、山川故少しの雨ニも俄水

出、船渡不自由、

一、安情の達曾部迄 式里半、

一、花巻の立花迄 三里、

此間川老ツ 豊沢川広拾間、深老尺、山川故少しの雨ニも俄水出、

歩行渡不自由、

北上川広六拾間、深七尺、山川故少しの雨ニも俄水出、

船渡不自由、

一、立花の土橋境目迄 式拾丁拾四間、

但仙台領岩脇江出、

横道

一、花巻の山口迄 五里、

此間川老ツ 豊沢川広拾間、深老尺、山川故少しの雨ニも俄水出、

歩行渡不自由、

和賀川広拾五間、深式尺、山川故少しの雨ニも俄水出、

歩行渡不自由、

一、山口の越中畑迄 六里、

此間川老ツ 和賀川広拾三間、深老尺五寸、俄水出の時ハ、歩行渡

不自由、

同川広拾式間、深老尺、山川故少しの雨ニも俄水出、

歩行渡不自由、

坂老ツ 仙人山四里大難所、夏冬ともに荷付の牛馬不通、但引

馬通ル、なつ坂之内道広式尺、せはき所(ママ)にて老尺、

海辺道

一、宮古ノ小本迄 五里、但此間山坂、

一、平田ノ平田坂石塚境目迄 廿一町、

但仙台領唐丹江出、此尾崎に船遠見番所在、

一、小本ノ普代迄 五里、

此間川老ツ 小本川広拾六間、深式尺五寸、

山川故少し(の)雨ニも俄水出、歩行渡不自由、

一、平田ノ釜石迄 老里廿町、

此間川老ツ 釜石川広五間、深式尺、

坂式ツ

松前坂老り半難所、雪中牛馬不通、坂之内道広老間、
せはき所(ママ)にて式尺、

一、釜石ノ大槌迄 三里、但此間山坂、

此間川老ツ 橋野川広式間、深式尺、

牧沢山老り難所、雪中牛馬不通、坂之内道広老間、
せはき所(ママ)にて三尺、
小本の青瀧ニ船遠見番所有、

一、大槌ノ山田迄 四里、但此間山坂、

此間川式ツ 小槌川広式間、深老尺、

一、譜代ノ野田迄 三里、

此間川三ツ 普代川広六間、深老尺、

織笠川広老間、深老尺、

船越の小屋取ニ船遠見番所有、

安家川広八間、深老尺五寸、

玉川広老間半、深老尺、

羅賀の北山崎ニ船遠見番所在、

一、山田ノ宮古迄 五里、但此間山坂、

此間川三ツ 飯岡川広老里半、深老尺、

一、野田ノ大川目迄 二里、但此間山坂、

此間川二ツ 野田川広老間、深五寸、

津軽石川広四間、深式尺、

閉伊川広拾五間、深式尺、

小久慈川広四間、深式尺、

野田在家近所ニ船遠見番所有、

一、大川目々種市迄 九里半、

此間川三ツ 小久慈川広四間、深式尺、

久慈川広七間、深式尺、

閉伊口川広式間、深五寸、

大尻崎、侍浜、黒崎三ヶ所ニ船遠見番所在、

坂老ツ

種市山六里難所、雪中牛馬不通、坂之内道広老間、せはき所^ニて三尺、

一、種市々八戸迄 四里半、

此間川老ツ 九戸川広九間、深式尺、步行渡、

おこなへ、かとの浜式ヶ所船遠見番所有、

一、八戸々白石迄 五里、

此間川三ツ 馬淵川広三十五間、深五尺、山川故少しの雨ニも俄水

出、船渡不自由、

五戸川広四間、深式尺五寸、山川故少しの雨ニも俄水

出、橋流申候、

市川広十七間、深式尺五寸、山川故少しの雨ニも歩行

渡不自由、

酒木、物見二ヶ所ニ船遠見番所有、

一、白石々平沼迄 七里、但此間野山、

此間沼老ツ 倉内沼渡所広五町、深式尺、步行渡、

浜根井ニ船遠見番所〔有〕、

一、平沼々尾駮迄 (里数記載なし) * 三里

此間沼式ツ 平沼渡所式町、深式尺、步行渡、

尾駮沼渡所広老町、深式尺、步行渡、

一、尾駮々白糠迄 五里、但此間浜也、

泊之中山崎ニ船遠見番所有、

一、白糠々猿ヶ森迄 三里半、但此間野山、

一、猿ヶ森々尻勞迄 式里半、

尻屋崎〔ニ〕船遠見番所有、

一、尻勞々尻屋迄 老里半、

坂老ツ 青部山老里の間大難所、道広式尺、せはき所^ニて老尺、

夏冬共ニ牛馬の通無ニ御座ニ候、

青部崎ニ船遠見番所有、

一、尻屋々大畑迄 六里、

岩穴有 岩屋之長サ拾六間、高式間、広式間、此岩や之内荷付

の牛馬往来仕候、此所之外脇道なし、

一、大畑タ大間迄 六里、但此間山坂、

此間川カ老ソ 大畑川カ広コ廿間、深五尺、船渡、

大間崎ニ船遠見番所有、

一、大間タ長後迄 四里、此間山坂難所、夏冬共ニ牛馬不通、

海辺道筋八拾六里廿三町、

横道

一、大畑タ田名部迄 四里、

入海辺道

一、野辺地ノ横浜迄 五里、但砂浜、

野部地ノ在所ニ船遠見番所有、

一、横浜ノ中ノ沢迄 式里、

一、中ノ沢ノ田名部迄 三里、

此間川カ老ソ 田名部川橋長九間、幅式間、深四尺、

一、田名部ノ城ヶ沢迄 三里、

此間川カ老ソ うそり川カ広コ三拾間、深壹尺、步行渡自由、

一、城ヶ沢ノ川内迄 三里、此間山坂、

一、川内ノ脇ノ沢迄 四里、

此間川カ老ソ 川内川カ広コ三間、深壹尺、

おきなに船遠見番所有、

ノ式十里 内拾里は横道、

船路之規

一、釜石湊 湊口広拾町、深五尋、潮満〔ニ〕干構無し、船懸〔リ〕

自由、但東風之時ハ波荒、船懸〔リ〕悪し、此所ノ仙

台領唐丹浦迄四里之間荒磯、

釜石ノ三り半

一、両石湊 湊口広式町、深十尋、潮満ニ構無し、船懸〔リ〕自

由、但東風之時ハ出船不レ成、但岩続荒磯、

両石浦ノ三里

一、大槌湊 湊口広拾三町、深四尋、但東風之時ニハ船懸〔リ〕悪

し、岩統荒磯、

大植が二里

一、き里く湊 湊口広三十五間、深三尋、荒磯左右之岩有、船懸り不成、

き里くが四里

一、山田湊 湊口広七町、深十九尋、潮の満干ニ構無し、船懸り自由、岩統荒磯、

此湊江おらんだ船寛永廿年六月十三日に着岸、此所ニ而おらんだ人拾人からめ取、

山田が七里

一、宮古湊 湊口広拾六町、深三尋、潮満干ニ構無し、船懸り自由、但東風ニは船懸り不成、

宮古が拾四里

一、久慈湊 湊口広拾町荒磯、水底には有、船懸り不成、

久慈が六里

一、鮫湊 湊荒磯遠浅、水底ニは有、船懸り不自由、但深所式尋、

鮫湊が拾四里

一、泊湊

湊口広拾五町、深六尋、船出入不自由、但三方ハ岩山、水底ニは有、

此所が太畑迄之間尻屋崎沖江式里半の間はへ続き、荷船通路不自由、但漁船は自由、

泊が拾三り

一、大畑川湊 川湊口広廿間、深五尺、船出入なし、但漁船は出入有荒磯、此浜が松前之内崩野迄七里、

大畑が五り

一、大間湊 湊口広三拾間、深式尋、左右ニは有荒磯、船懸り無し、

大間が一り半

一、奥部湊 湊口広老丁、深式尋、潮満干ニ無構、船懸り自由也、但西風之時は船懸り無し、

此所が松前之内うすけし迄四里、

船路

ノ七拾四里半

入海船路之規

一、入海

入海口九艘泊崎が津軽領外浜迄差渡六里、入海口が沖

ノ沢迄入海長サ拾七里、但深キ所拾弍尋、

此内立石ノ南江五里之間はへ有、立石ノ北之方三町之間船往
来有、

一、九艘泊湊 湊口広五拾四間、深六尺、三方は岩山、潮満干ニ構無シ

之、岸深ニテ船懸り自由、但南風之時ハ波荒く、船懸
〔り〕悪し、

此湊ノ津輕領外浜迄拾弍里、

此湊ノ松前之町迄拾五里、此内海中ニ而四リハ荒潮、

此内シタンノ卷大難所、常ニうす卷候付而此近辺船不通、

九艘湊ノ拾六リ

一、安渡湊 湊口広五町、深弍尋、潮満干〔ニ〕構無し、岸深ニテ

船懸り自由、此湊ノ津輕領外浜迄廿七リ、

安渡ノ壹里

一、田名部川湊 此湊口広三十間、遠浅ニテ船不レ入、但荷船は安渡湊

ニテ荷物上ケ、から船ニテ田名部町橋下迄船入申候、

但潮時遠候得ば、から船ニテも出入不レ成、

田名部湊ノ三リ

一、横浜浦 此浦弍町沖ニテ深弍尋、潮満干〔ニ〕無シ構、船懸り

自由、

此所ノ九艘泊湊迄道法拾七リ、

此所ノ津輕領外浜迄海上道規廿八リ、

此所ノ松前之町迄海上道規三十弍リ、

横浜ノ四リ

一、野辺地浦 此浦弍町沖ニ而深弍尋、潮満干ニ無シ構、船懸り自由、

此浦ノ九艘泊湊迄海上道規六リ半、

此浦ノ津輕領外浜迄海上道規拾七リ半、

此浦ノ松前町迄海上道規廿三リ、

船路

ノ弍拾四里

慶安二年己丑八月五日

印 印

上書ニ

奥州之内南部領海陸道規帳

一ノ倉氏

小向氏
〃〃〃

(青森県立郷土館研究員)

〔追記〕

第75号掲載（史料紹介）「津軽領分大道小道磯辺路并船路之帳」（弘

前市八木橋文庫蔵）正誤表

P 33下 L 18 幸田 ↓ 桑田

P 36下 L 3 出無出方 ↓ 山無出方

P 42上 L 9 葦野田 ↓ 芳野田

P 42下 L 10 飲詰 ↓ 飯詰